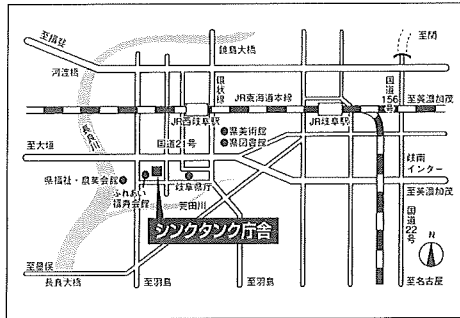


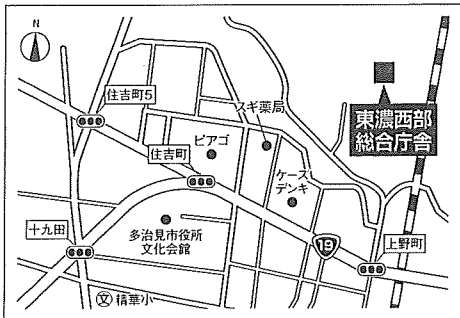
講習会場案内図

(各会場共、駐車場に限度があります。公共交通機関の利用又は、相乗り等にご協力をお願いします。)

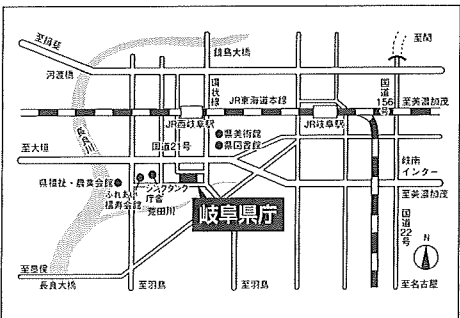
平成27年10月5日(月)
岐阜県シンクタンク庁舎 大会議室
岐阜市藪田南5-14-12
TEL 058-274-0134



平成27年11月17日(火)
東濃西部総合庁舎 大会議室
多治見市上野町5-68-1
TEL 0572-23-1111



平成28年2月2日(火)
岐阜県庁 大会議室
岐阜市藪田南2-1-1
TEL 058-272-1111



平成27年度「岐阜県被災建築物応急危険度判定士」
「登録の更新手続き」及び「講習会」のご案内

平成7年に発生した阪神・淡路大震災を機に、地震により建築物が被災した場合、余震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、「岐阜県被災建築物応急危険度判定士登録制度」が制定されました。

貴殿におかれましては、平成22年度に講習を修了され、「応急危険度判定士」の登録を受けていただきましたが、有効期限が平成28年3月31日までとなっております。登録の更新を希望される場合は、県知事に更新申請をしていただく必要があります。登録の更新手続きは、申請書類の提出だけでも行えます。

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）においては、10都県・149市町村で、延べ約8,500人の「応急危険度判定士」により約95,000件の応急危険度判定が実施され、二次災害の防止に大きな役割を果たしたところです。

岐阜県を含む東海地方においても、近い将来に南海トラフ地震が発生することが予測されており、一人でも多くの建築士の方に「応急危険度判定士」として登録していただくことが求められています。

つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、是非とも登録更新していただき、引き続き「応急危険度判定士」として県民及び社会の要望に応じて貢献され、震後対策にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、岐阜市内、多治見市内において「岐阜県被災建築物応急危険度判定士養成講習会」を開催いたします。登録の更新には、講習会の受講が条件ではございませんが、最新の情報や判定基準の再確認のため、是非とも当講習会を受講して頂きますよう併せてご案内申し上げます。

岐 阜 県
公益社団法人 岐阜県建築士会

「登録の更新手続き」及び「講習会」

申し込み方法

1. 更新対象者

平成22年度に「岐阜県被災建築物応急危険度判定士」〔以下「判定士」という〕に登録された県内に在住または在勤される方で、本制度の趣旨をご理解の上、更新を希望される方（※対象者の登録番号は「22〇〇〇」の5桁の番号です。）

2. 申し込み方法

(1) ①郵送または持参の場合

「応急危険度判定士更新申請書〔台帳〕」〔以下「申請書」という〕に必要な事項を記入され、写真を添付の上、同封の返信用封筒にて（5）提出先へ郵送または持参してください。

○写真2枚（縦3.0cm×横2.5cm）

〔無帽・無背景・6ヶ月以内撮影とし、裏面に氏名記入〕

（注）1枚は「申請書」指定欄に糊付けされ、もう1枚は「登録証」用として添えて提出してください。

②インターネットによる場合

下記URLから申請書（Excelデータ）をダウンロードし、必要事項を入力され、写真データを添付の上、下記Eメールアドレスへ送信してください。

URL：http://www.gifukenchikushikai.or.jp/news/event/

Eメールアドレス：info@gifukenchikushikai.or.jp

○写真データ 胸より上の写真（JPEG形式 1MB以内）

（注）写真データ添付のほか、申請書の写真欄に、サイズに合わせて貼付けてください。

(2) 「登録証」の交付 平成28年3月下旬を予定しております。

(3) 講習会の受講（受講しなくても更新できます。）

更新手続きにおいて講習会の受講は義務ではありませんが、希望される方は、「申請書」指定欄の受講希望日番号に○印を付けてください。

※申込受付後、FAXまたはE-mailにて受講票を送付しますので、受講を希望される方は、FAX番号、E-mailアドレスを明確に記入して下さい。当日は受講票を受付にご提示ください。受講票が届かない場合は、お手数ですがご連絡下さい。

※今年度に更新申請されなかった場合、次年度以降は新規登録対象者となり、講習会の受講が必須となります。

- (4) 申し込み期限
- ① 岐阜地区（岐阜県シンクタンク庁舎） 平成27年9月28日（月）
 - ② 東濃地区（東濃西部総合庁舎） 平成27年11月10日（火）
 - ③ 岐阜地区（岐阜県庁） 平成28年1月26日（火）
 - ④ 講習会の受講を希望されない方 平成28年2月2日（火）
（各会場、定員に達した場合は締め切ります。）

(5) 提出先 〒500-8384
岐阜市数田南5丁目14番12号 岐阜県シンクタンク庁舎4階
公益社団法人 岐阜県建築士会
TEL 058-215-9361 FAX 058-215-9367

「講習会」のご案内

1. 名称 岐阜県主催「岐阜県被災建築物応急危険度判定士養成講習会」
2. 対象者 ・県内に在住または在勤される建築士の資格を有する方
・地方公共団体の職員で応急危険度判定に従事する必要のある方
3. 受講料 無料（ただし、テキストをお持ちでない場合、テキスト代2,000円）
4. テキスト 「被災建築物応急危険度判定マニュアル」A4版 97頁
（表紙黄緑色）発行：（一財）日本建築防災協会
※新規でご登録いただいた際に、配布したテキストです。講習会当日ご持参ください。紛失された方は、講習会当日に受付でご購入（税込2,000円）いただけます。
5. 講習内容 （都合により変更される場合があります）
- 13：00～ 受付
- 13：20～13：30 挨拶…岐阜県都市建築部建築指導課
（公社）岐阜県建築士会
- 13：30～13：50 応急危険度判定士登録制度の概要…岐阜県担当者
- 13：50～14：20 被災建築物の応急危険度判定〔ビデオ〕
- 14：20～16：00 応急危険度調査判定マニュアル（W・S・RC造）
及び事例紹介（休憩含む）…学識経験者
- 16：00～16：30 模擬研修…（公社）岐阜県建築士会会員
- 16：30～ 受講修了証の交付

6. 開催地区・日時・会場・定員

開催地区	日時	会場	定員
岐阜	平成27年10月5日〔月〕 13:20～16:30 (受付 13:00～)	岐阜県シンクタンク庁舎 大会議室 岐阜市数田南5-14-12 TEL 058-274-0134	120名
東濃	平成27年11月17日〔火〕 13:20～16:30 (受付 13:00～)	東濃西部総合庁舎 大会議室 多治見市上野町5-6-8-1 TEL 0572-23-1111	120名
岐阜	平成28年2月2日〔火〕 13:20～16:30 (受付 13:00～)	岐阜県庁 大会議室 岐阜市数田南2-1-1 TEL 058-272-1111	120名

7. 主催 岐阜県